

令和3年度
明石市人事行政の運営等の状況

令和4年12月
明 石 市

目 次

1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員採用試験の状況	1
(2) 退職の状況	2
(3) 部門別職員数	3
(4) 部局別職員数	3
(5) 等級及び職制上の段階ごとの職員数	4
2 職員の給与の状況	
(1) 人件費の状況	8
(2) 職員給与費の状況	8
(3) 一般行政職の給与水準	9
(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	9
(5) 職員の初任給の状況	9
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	9
(7) 職員手当の状況	9
(8) 特別職の報酬などの状況	11
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間	12
(2) 休 日	12
(3) 休 暇	12
(4) 職務に専念する義務の免除	13
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分者数	14
(2) 懲戒処分者数	14
5 職員のサービスの状況	
(1) 年次休暇取得状況	15
(2) 育児休業等取得状況	15
6 職員研修及び人事評価の状況	
(1) 職員研修の実績	16
(2) 人事評価の状況	17
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 兵庫県市町村職員共済組合	18
(2) 明石市職員互助会	18
(3) 健康診断等の実施	18
8 公平委員会の業務の状況	
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	19
(2) 不利益処分に関する審査請求の状況	19

地方公共団体は、人事行政の運営等の状況を公表することが義務付けられていることから、「明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、毎年12月末日までに前年度の状況について公表を行っています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験の状況（令和3年度）

（単位：人）

職 種	募集人数	応募者数	1次筆記(ES)試験		1次合格者	最終合格者	倍率	採用者数	
			実施日	受験者					
技術職	土木職	10名程度	33	6月4日(金)	26	10	4	6.5	2
	建築職		20	6月4日(金)	16	6	1	16.0	0
	電気職		23	6月4日(金)	21	6	1	21.0	1
保健師	10名程度	99	6月11日(金)	91	20	7	13.0	6	
福祉職 (即戦力採用)	10名程度	54	6月11日(金)	49	8	2	24.5	1	
事務職 (即戦力採用)		197	6月11日(金)	147	18	5	29.4	5	
保育教育職	10名程度	250	8月2日(月)	216	42	13	16.6	12	
事務職 (新卒・第2新卒)	10名程度	1019	9月2日(木)	702	98	17	41.3	14	
事務職 (社会人経験)	10名程度	1017	9月2日(木)	701	31	5	140.2	2	
技術職	土木職	5名程度	166	9月6日(月)	31	7	2	15.5	2
	電気職			9月6日(月)	18	4	1	18.0	1
	機械職			9月6日(月)	24	6	0		
	建築職			9月6日(月)	24	7	1	24.0	1
	環境化学職			9月6日(月)	27	5	1	27.0	1
総合技労職	2名程度	335	10月8日(金)	219	12	2	109.5	2	
福祉職	10名程度	205	10月29日(金)	141	22	5	28.2	4	
障害者 (事務職・技能労務職) 【正規職員】	10名程度	132	11月17日(水)	131	3	0			
障害者 (事務職・技能労務職) 【任期付短時間勤務職員】		81	11月17日(水)	59	24	14	4.2	13	
子ども支援担当 【任期付職員】	5名程度	142	1月11日(火)	100		5	20.0	5	
精神科医 【任期付職員】	1名	0							
看護師 (精神保健担当) 【任期付職員】	2名程度	1	1月17日(月)	1		1	1.0	1	
消防職	13名程度	199	9月25日	158	50	15	10.5	15	

(2) 退職の状況

令和3年度の職種別事由別の退職者状況は以下のとおりです。

(単位:人)

職 種	定年退職	勸奨退職	そ の 他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	
一 般 行 政 職	26	5	5					36
医 療 職		2	6					8
福 祉 職	3	1	1					5
消 防 職	2	1	1					4
企 業 職	2							2
技 能 労 務 職	6	2						8
教 育 職	3	1	6					10
計	42	12	19	0	0	0	0	73

- ・ 消防職・・・明石市消防職員をいう。
- ・ 企業職・・・地方公営企業(明石市水道部)の職員をいう。
- ・ 技能労務職・・・公用車運転、ごみ収集作業、用務、給食調理等の業務に従事する職員をいう。
- ・ 教育職・・・明石市立幼稚園、養護学校、商業高等学校の教職員をいう。
(県費負担教職員を除く。)

令和3年度に退職した管理職以上の者のうち、令和4年4月1日以降に再就職をした者の状況は以下のとおりです。

(単位:人)

区分	退職者	再就職者	内訳		
			本市再任用	外郭団体	その他法人
理事・部長級	9	5	5		
次 長 級	5	4	3	1	
課 長 級	12	8	7	1	
計	26	17	15	2	0

(3) 部門別職員数

令和3年度と令和4年度の4月1日現在の部門別職員数及びその増減については以下のとおりです。

(単位:人)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
一 般 行 政 部 門	福 祉 関 係 を 除 く	議 会	15	15	0	
		総 務	343	358	15	行政DX推進のための増員、昨年度欠員の充足など
		税 務	67	67	0	
		労 働	1	1	0	
		農 水 産	18	18	0	
		商 工	20	20	0	
	福 祉 関 係	民 生	429	427	△ 2	ゆりかご園の指定管理制度導入による減員など
		衛 生	224	229	5	新型コロナウイルス関連部署、ひきこもり相談支援の体制強化など
小 計		1,262	1,278	16		
特 別 行 政 部 門	教 育	361	359	△ 2	体制の見直しなど	
	消 防	238	249	11	高機能消防指令センター更新準備のための増員、体制強化など	
	小 計	599	608	9		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	0	0	0		
	水 道	50	48	△ 2	体制の見直しなど	
	交 通	0	0	0		
	下 水 道	57	57	0		
	そ の 他	71	73	2	体制強化のため	
小 計		178	178	0		
計		2,039	2,064	25		

注： 職員数は、一般職に属する正規職員数(再任用及び任期付のフルタイム勤務職員を含む)です。

(4) 部局別職員数

令和3年度と令和4年度の4月1日現在の部局別職員数及びその増減については以下のとおりです。

(単位:人)

部局名	令和3年度			令和4年度			対前年度 増減数
	男	女	計	男	女	計	
市 長 事 務 部 局	843	514	1,357	838	535	1,373	16
行 政 委 員 会	23	12	35	25	12	37	2
教 育 委 員 会	152	207	359	157	200	357	△ 2
消 防 本 部	226	12	238	237	12	249	11
水 道 事 業 事 務 部 局	45	5	50	43	5	48	△ 2
総 計	1,289	750	2,039	1,300	764	2,064	25

(5) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和4年4月1日現在)

① 行政職給料表

(単位:人)

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務又は補助的な業務を行う職務 2 消防士の職務 3 栄養士、理学療法士、看護師等の職務	142	9.1	事務職員	43	595	38.0	事務職員級
				技術職員	16			
				保育士	25			
				保健師	14			
				消防士	36			
				福祉職	3			
				その他	5			
				計	142			
2級	1 相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務 2 相当の経験を有する消防士の職務 3 相当の知識及び経験を必要とする業務を行う栄養士、理学療法士、看護師等の職務	156	10.0	事務職員	56	595	38.0	事務職員級
				技術職員	12			
				保育士	17			
				保健師	11			
				消防副士長	8			
				再任用	38			
				福祉職	8			
				その他	6			
				計	156			
3級	1 高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う職務 2 消防士長及び消防副士長の職務 3 高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う栄養士、理学療法士、看護師等の職務	297	19.0	事務職員	125			
				技術職員	22			
				保育士	13			
				保健師	16			
				消防士長	54			
				再任用	25			
				福祉職	25			
				その他	17			
				計	297			
4級	1 主任の職務 2 消防司令補の職務	335	21.4	主任	255	335	21.4	主任級
				消防司令補	76			
				その他	4			
				計	335			
5級	1 係長の職務 2 消防司令の職務	352	22.5	係長	169	352	22.5	係長級
				所長	6			
				担当係長	115			
				園長	0			
				副園長	1			
				副所長	12			
				消防司令	49			
				計	352			
6級	1 課長の職務 2 副課長及び主幹の職務 3 消防司令長の職務	187	11.9	課長	83	187	11.9	課長級
				館長	1			
				事務局長	1			
				担当課長	65			
				主幹	7			
				園長	1			
				所長	1			
				消防司令長	22			
				再任用	6			
				計	187			
7級	1 室長の職務 2 次長の職務 3 参事の職務 4 消防監の職務	62	4.0	次長	15	62	4.0	次長級
				室長	25			
				局長	3			
				所長	1			
				副所長	4			
				参事	1			
				会計管理者	1			
				消防監	3			
				再任用	9			
				計	62			
8級	1 理事の職務 2 局長の職務 3 部長の職務 4 参与の職務 5 消防正監の職務	34	2.2	統括理事	2	34	2.2	部長級
				理事	2			
				局長	9			
				部長	15			
				所長	1			
				消防長	1			
				再任用	4			
				計	34			
合計		1,565	100.0					

② 技能労務職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う職務	7	3.1	用務員 自動車運転手 介護調査員 計	3 4 0 7	217	94.8	技能職員級
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	26	11.4	用務員 介護調査員 再任用 計	0 1 25 26			
3級	高度の技能又は相当の経験を必要とする業務を行う職務	3	1.3	調理員 技能員 用務員 計	1 1 1 3			
4級	作業長、自動車運転指導員、主任電話交換手、衛生技能長及び主任警備員の職務又は相当高度の技能及び経験を必要とする業務を行う職務	181	79.0	技能員 自動車運転手 調理員 作業員 警備員 用務員 介護調査員 計	9 71 23 18 7 51 2 181			
5級	相当の経験を必要とする作業長、自動車運転指導員、主任電話交換手、衛生技能長及び主任警備員の職務	12	5.2	作業長 主任警備員 運転管理長 計	10 1 1 12	12	5.2	係長級
合計		229	100.0					

③ 医療職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療に関する業務を行う職務		0.0	計	0	1	50.0	医師級
2級	高度の知識経験に基づき困難な医療に関する業務を行う職務		0.0	計	0			
3級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療に関する業務を行う職務		0.0	計	0			
4級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療に関する業務を行う職務	1	50.0	保健所副所長 計	1 1			
5級	1 局長の職務 2 部長の職務 3 保健所長の職務 4 医監の職務	1	50.0	保健所長 計	1 1	1	50.0	部長級
合計		2	100.0					

④ 教育職給料表（１）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務又は補助的な業務を行う教諭及び養護教諭の職務 2 助教諭、養護助教諭	30	21.4	教諭	30	77	55.0	教諭級
				計	30			
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う教諭及び養護教諭の職務	15	10.7	教諭	15	77	55.0	教諭級
				計	15			
3級	高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う教諭及び養護教諭の職務	32	22.9	教諭	32	77	55.0	教諭級
				計	32			
4級	主任の職務	12	8.6	主任	12	12	8.6	主任級
				計	12			
5級	主幹教諭の職務	24	17.1	主幹教諭	22	24	17.1	主幹教諭級
				主任指導主事	1			
				再任用	1			
計	24							
6級	園長の職務	27	19.3	園長	26	27	19.3	園長級
				主幹	1			
				計	27			
合計		140	100.0					

⑤ 教育職給料表（２）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の職務					38	86.0	教諭級
				計	0			
2級	教諭及び養護教諭の職務	38	86.0	教諭	33	38	86.0	教諭級
				養護教諭	0			
				再任用	5			
計	38							
3級	主幹教諭の職務	3	6.8	主幹教諭	3	3	6.8	主幹教諭級
				計	3			
4級	教頭の職務	1	2.3	教頭	1	1	2.3	教頭級
				計	1			
5級	校長の職務	2	4.5	校長	1	2	4.5	校長級
				所長	0			
				次長	1			
				計	2			
合計		44	100.0					

⑥ 教育職給料表（３）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	講師の職務					18	50.0	指導主事級
				計	0			
2級	1 教諭の職務 2 相当の知識及び経験を必要とする業務を行う指導主事の職務					18	50.0	指導主事級
				計	0			
3級	高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	18	50.0	指導主事	18	18	50.0	指導主事級
				計	18			
4級	係長及び主任指導主事の職務	10	27.8	係長	2	10	27.8	係長級
				担当係長	2			
				主任指導主事	6			
計	10							
5級	課長、所長及び主幹の職務	8	22.2	課長	3	8	22.2	課長級
				主幹	5			
				計	8			
合計		36	100.0					

⑦ 企業職給料表（１）

職務 の級	等級別基準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	定型的な業務又は補助的な業務を 行う職務	0	0.0			13	31.7	事務 職員級			
				計	0						
2級	相当の知識及び経験を必要とする 業務を行う職務	6	14.6	技術職員 再任用	1 5	13	31.7		事務 職員級		
				計	6						
3級	高度の知識及び相当の経験を必要 とする業務を行う職務	7	17.1	事務職員 技術職員 再任用	1 5 1	13	31.7			事務 職員級	
				計	7						
4級	主任の職務	7	17.1	主任	7	7	17.1				主任級
				計	7						
5級	1 係長の職務 2 水道サービスセンター所長、場 長及び副場長の職務	14	34.1	係長 担当係長 場長 副場長	7 5 1 1	14	34.1	係長級			
				計	14						
6級	1 課長の職務 2 副課長及び主幹の職務	5	12.2	課長 担当課長	0 5	5	12.2	課長級			
				計	5						
7級	1 次長の職務 2 参事の職務	2	4.9	次長	2	2	4.9	次長級			
				計	2						
8級	1 部長の職務 2 参与の職務										
				計							
合 計		41	100.0								

⑧ 企業職給料表（２）

職務 の級	等級別基準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	定型的な業務又は補助的な業務を 行う職務					5	71.4	技能 職員級	
				計	0				
2級	相当の技能又は経験を必要とする 業務を行う職務					5	71.4		技能 職員級
				計	0				
3級	高度の技能及び相当の経験を必要 とする業務を行う職務					5	71.4		
				計	0				
4級	工事長及び工事指導員の職務又は 相当高度の技能及び経験を必要とす る業務を行う職務	5	71.4	工事指導員 技能員	4 1	5	71.4	技能 職員級	
				計	5				
5級	水道サービスセンター長の職務又 は相当の経験を必要とする工事長の 職務	2	28.6	工事長	2	2	28.6		係長級
				計	2				
合 計		7	100.0						

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (A)	歳出額 (B)	人件費 (C)	市民一人当 たり人件費 (C÷A)	人件費率 (C÷B)	前年度 人件費率
令和 3年度	人 304,906	千円 128,443,773	千円 20,563,526	千円 67	% 16.0	% 14.0

注：1 人件費は、県下各市比較のため、一般会計と一部の特別会計から構成される普通会計決算額です。

2 市民一人当たり人件費については、県内29市のうち、本市は27位となっており、県内の最高は139千円、最低は63千円です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B÷A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	
令和 3年度	人	千円 9,149,840	千円 2,108,022	千円 3,594,296	千円 14,852,158	千円 7,875
正規職員 のみの場合	1,886	7,345,525	1,869,845	3,021,971	12,237,341	6,488

注：1 職員数は4月1日現在の正規職員の人数です。

2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員を含む全職員の給与費です。

下段の給与費は、正規職員の給与費です。

3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費です。

下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費です。

4 職員手当には、退職手当および共済費を含みません。

5 特別職は含みません。

(3) 一般行政職の給与水準

ラスパイレース指数	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
明 石 市	100.8	100.4	100.1	100.3	100.2
対前年増減	△0.6	△0.4	△0.3	0.2	△0.1

注：ラスパイレース指数とは、国家公務員の平均給料月額を 100 とした場合の給料水準を表す指数です。

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区分	明石市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	333,018 円	44.8 歳	323,711 円	42.7 歳
技能労務職	349,251 円	53.1 歳	286,570 円	51.1 歳

(5) 職員の初任給の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区分	明石市	国
一般行政職	大学卒	188,700 円
	高校卒	154,900 円
		182,200 円
		150,600 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	270,644 円	318,870 円
	高校卒	242,400 円	269,600 円
技能労務職	高校卒	216,300 円	262,850 円
			303,900 円

注：経験年数には、採用前の勤務経歴などを含みます。

(7) 職員手当の状況（令和 3 年度中又は令和 4 年 4 月 1 日現在）

区分	支給内容など	
地域手当	支給実績（令和3年度普通会計決算）	581,680,914円
	支給対象地域	全市域
	支給率	6.0%
	平均支給年額	210,907円
特殊勤務手当	支給実績（令和 3 年度普通会計決算）	67,186,000 円
	支給対象職員 1 人当たりの平均支給年額	316,915 円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	11.24%

時間外勤務 手当	3年度 (普通会計決算)	支給総額 職員1人当たりの支給年額	427,123,270円 187,499円
	2年度 (普通会計決算)	支給総額 職員1人当たりの支給年額	335,047,842円 149,109円

区分	明石市			国
期末勤勉 手当		期末手当	勤勉手当	同 左
	6月期	1.200月分	0.950月分	
	12月期	1.200月分	0.950月分	
	計	2.40月分	1.90月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
退職手当	(支給率)			同 左
		自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
	(その他の加算措置) 勤続中の役職に応じた調整額を別途支給 定年前早期退職特例措置：定年前1年につ き3%を超えない範囲内で加算			
平均支給額（令和3年度全退職者） 14,383千円				

扶養手当	<p>【行政職給料表5級以下】</p> <p>(1)配偶者 月額 6,500円 ※</p> <p>(2)父母等 月額 6,500円 ※</p> <p>(3)子 月額10,000円</p> <p>(4)子（16歳の年度初めから22歳の年度末） 月額5,000円を加算</p> <p>※ 行政職給料表8級の場合は3,500円</p>	同 左
住居手当	<p>(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、月額28,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、月額61,000円以上の場合 月額28,000円</p> <p>(2)自宅居住者 支給なし</p>	同 左
通勤手当	<p>(1)交通機関利用者 運賃相当額（月額55,000円を限度） （6か月定期券等の価額による一括支給を基本とする）</p> <p>(2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じて、月額31,600円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合 月額31,600円を支給</p>	同 左

(8) 特別職の報酬などの状況（令和4年12月1日現在）

区 分		給料月額等	期末手当 (年間4.25月分)
市長	給料	1,084,000円	5,528,400円
副市長		895,000円	4,564,500円
議長	報酬	732,000円	3,733,200円
副議長		667,000円	3,401,700円
議員		602,000円	3,070,200円

期末手当 = (給料月額 + 給料月額 × 役職加算 20%) × 年間 4.25 月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和4年4月1日現在）

(1) 勤務時間

（一般職員の場合）

- 勤務時間：4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分としています。
1日の勤務時間は、午前8時55分から午後5時40分までのうち、休憩時間60分を除いた、7時間45分です。
- 休憩時間：午前12時から午後1時までとしています。ただし、窓口に勤務する職員は交代で休憩時間をとっています。
- 週休日：日曜日及び土曜日（勤務時間を割り振らない日）

(2) 休日

- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇

職員の休暇には、年次有給休暇のほか、夏季休暇などの特別休暇があり、その概要は以下のとおりです。

種類	給与の別	取得可能日数等
年次有給休暇	有給	1年度につき20日
療養休暇	有給	① 公務上における負傷又は疾病による場合 必要と認められる期間 ② ①以外の負傷又は疾病により療養を要する場合 ア 結核性疾患の場合 1年以内 イ 精神障害による疾病 120日以内 ウ その他の負傷又は疾病 90日以内
産前休暇	有給	出産予定日を含み8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から申し出た期間
産後休暇	有給	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間
子の看護休暇	有給	養育する中学校就学の始期に達するまでの子の看護等をするとき 1年度につき5日以内
短期介護休暇	有給	職員が配偶者及び親族等の介護等をするとき 1年度につき5日以内
介護休暇	無給	職員が配偶者及び親族等の介護等をするとき 3回を超えず、通算1年以内で必要となる期間
介護時間	無給	1日を通じて120分以内
出生サポート休暇	有給	1年度につき5日以内(体外受精及び顕微授精の場合は10日以内)
出産補助休暇	有給	2日以内の期間
育児参加休暇	有給	5日以内の期間
育児時間	有給	1日を通じて90分以内
育児部分休暇	無給	1日を通じて120分以内
生理休暇	有給	2日以内の期間(3日目以後は無給)
結婚休暇	有給	連続する5日以内の期間
夏季休暇	有給	7月から9月までの期間内に6日以内
忌引休暇	有給	親族に応じ条例で定める日数(1日～7日)
ボランティア休暇	有給	1年度につき5日以内
ドナー休暇	有給	ドナー登録及び骨髄液を提供するために必要な期間
組合休暇	無給	1年度につき30日以内
リフレッシュ休暇	有給	① 勤続年数が10年に達した者 連続する3日間 ② 勤続年数が20年に達した者 連続する5日間 ③ 勤続年数が30年に達した者 連続する5日間

(4) 職務に専念する義務の免除

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならないという職務に専念する義務があります。

ただし、例外的に法律又は条例等に特別の定めがある場合には、その職務に専念する義務が免除されます。明石市においても規則で免除される場合を定めておりますが、その定め以外に市長が特に定めるものは以下のとおりです。

種 類	内 容	職務専念義務が免除される期間等	給与の別
人間ドック職免	兵庫県市町村職員共済組合が実施する短期人間ドックを受診する場合	2日以内の必要な期間	有給
献血職免	市役所で実施される市民献血の日に職員が献血に協力する場合	献血に必要な時間	有給
新型コロナウイルスに係る職免	職員が、新型コロナウイルスに感染した場合	保健所から、出勤停止の指示又は依頼がある期間	有給
	職員が、新型コロナウイルスに係る濃厚接触者として特定された場合		有給
	子(原則小学生まで)が、新型コロナウイルスに感染、濃厚接触者に特定された場合、及び、保育所・学校園等の臨時休業等により、子の世話のため出勤できない場合(他に養育する者がいない場合に限る)	必要な期間(時間単位)	有給
	通所施設等の臨時休業等により、親族の介護のため出勤できない場合(他に介護するものがいない場合に限る)		有給

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由（疾病により職責が果たせない等）がある場合に、職員の意に反して行う不利益処分で、降任・降給・休職・免職があります。

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁を科す処分として、戒告・減給・停職・免職があります。

令和3年度における分限処分者数及び懲戒処分者数は以下のとおりです。

(1) 分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			21		21
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合			1		1
合 計	0	0	22	0	22

(2) 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
給与・任用に関する不正					0
一般服務違反関係					0
一般非行関係					0
収賄等関係					0
道路交通法違反					0
監督責任					0
合計	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

令和3年度における職員の年次休暇取得状況及び育児休業等取得状況は以下のとおりです。

(1) 年次休暇取得状況

一人当たりの平均使用日数(日) (総使用日数/職員数)	対象職員数(人)
12.8	2,039

(2) 育児休業等取得状況

(単位:人)

	育児休業	部分休業
男	19	3
女	79	60

6 職員研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実績

職員の研修は、職員に公務員としての使命と責任の自覚を促し、職務の遂行に必要な知識、技術等を習得させ、勤務能率の発揮及び増進を目的として行うものであり、令和3年度の職員研修の実績は以下のとおりです。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染対策のため、派遣を含めた集合研修は原則中止とし、研修資料の配付や録画視聴による「自主学習研修」を取り入れて実施しました。

	研修課程	研修対象者	受講者数	
基本 研 修	新規採用職員スタートアップ研修Ⅰ	令和3年度新規採用職員	39	
	新規採用職員スタートアップ研修Ⅰ	令和3年度新規採用職員（幼稚園教諭）	14	
	新規採用職員スタートアップ研修Ⅰ（主任）（自主学習）	令和3年度新規採用職員（主任）	3	
	新規採用職員スタートアップ研修Ⅱ	令和3年度新規採用職員	34	
	新規採用職員スタートアップ研修Ⅱ	令和3年度新規採用職員（保育教育職）	19	
	年度途中採用職員スタートアップ研修	令和3年度新規採用職員（年度途中採用者）	6	
	新規採用職員スタートアップ研修Ⅲ（自主学習）	令和3年度新規採用職員	59	
	新任主任研修（自主学習）	新任主任	45	
	新任係長・作業長研修（自主学習）	新任係長及び作業長	41	
	新任管理職研修（自主学習）	新任管理職	28	
	再任用職員研修	新たに再任用された職員	中止	
	任期付短時間勤務職員等研修	新たに採用された任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員	102	
	任期付短時間勤務職員研修（更新）	新たに任期を更新した任期付短時間勤務職員	中止	
	さかなのまち明石体感研修	令和3年度新規採用職員	中止	
	さかなのまち明石魅力発信研修	採用2年目の職員	中止	
	能 力 開 発 研 修	査定ボーナス及び査定昇給制度評価者研修	新任係長	中止
		エルダー職員養成研修（自主学習）	新規採用職員のエルダー職員	44
エルダー職員フォローアップ研修		新規採用職員のエルダー職員	中止	
法令実務研修		係長級以下の職員	中止	
憲法		採用2年目の職員	中止	
行政法研修		採用2年目の職員	中止	
民法研修		採用2年目の職員	中止	
刑法研修		採用2年目の職員	中止	
自治体基本法務研修		採用3年目の職員	中止	
争訟事例演習		採用4年目以上の職員	中止	
文章作成力養成研修		採用2年目の職員	中止	
文章作成力強化研修		採用3年目～主任級以下の職員	中止	
課題解決リーダー養成研修		主任級～係長級以下の職員	中止	
課題解決力養成研修		採用4年目～主任級以下の職員	中止	
課題発見力養成研修		採用3年目の職員	中止	
マニュアル作成研修		全職員	中止	
知的財産権講座		全職員	中止	
社会福祉施設体験研修		採用3年目の職員	中止	
手話基本研修		全職員	中止	
手話中級研修		全職員	中止	
派 遣 研 修	自治大学第1部	実務担当職員等	中止	
	市町村アカデミー	実務担当職員等	中止	
	国際文化アカデミー	実務担当職員等	中止	
	国土交通大学校	実務担当職員等	中止	
	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	中止	
	播磨自治研修協議会	実務担当職員等	中止	
	兵庫県市町振興課（オンライン）	実務担当職員等	43	
	その他派遣研修（オンライン）	実務担当職員等	3	
自 主	自主研究グループ	希望職員グループ	中止	

(2) 人事評価の状況

職員一人ひとりの能力と公務能率の向上を図るため、OJT（職場実践トレーニング）と有機的に連動した人材育成を目的とする「人材育成評価制度」を、平成22年度からすべての行政職員を対象に実施してきました。

また、平成25年度からは部長級職員を対象に、「頑張る職員が認められ、一層頑張る」組織風土の醸成及び公務能率の向上を図り、もって住民サービスのさらなる向上をめざした「査定ボーナス及び査定昇給制度」を導入し、平成27年度からは次長級職員へ、平成28年度には課長級職員までその対象を拡大し、実績に基づく評価結果を、職員の勤勉手当や昇給等に反映しています。

そして、平成29年度からは、対象を係長級以下の全職員に拡大し、頑張った職員を処遇面で報いることで、一人でも多くの職員の頑張りにつなげ、これまで以上に職員の「気づき」、「動機づけ」、「やる気」、「意欲」を引き出し、個々の能力と公務能率を高め、一段の組織力強化を図るとともに、より一層の市民サービスの向上につなげています。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、査定ボーナス及び査定昇給制度の実施を見送りました。

(参考) 査定ボーナス及び査定昇給制度の概要

【令和元年度：局部長級職員又は室次長級職員の場合】

	前期評価	通期評価
評価基準日	10月1日	翌年3月31日
評価対象期間	評価基準日の属する年度（4月1日～翌年3月31日までの1年間）	
評価の方法	評価基準日時点において、翌年3月31日までに見込まれる、業績目標の達成状況等を評価します。	評価基準日時点における、業績目標の達成状況等を評価します。
評価期間	10月中旬～11月下旬	翌年4月下旬～6月上旬
評価結果の反映	12月支給の勤勉手当	翌年6月支給の勤勉手当
	加算分の昇給：翌年7月 その他：翌々年1月の定期昇給	
評価結果に基づいて、昇格又は降格等を行います。		

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福利厚生の概要は以下のとおりです。

(1) 兵庫県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合では、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（厚生年金）、福祉事業（貸付、保養所運営等）を行っています。これらの事業は、法令の定めに基づき、組合員（職員）が納める掛金と、市が納める負担金で運営されています。

※ 学校園等の教育職の職員は、公立学校共済組合の組合員となっています。

(2) 明石市職員互助会

職員の相互共済と福祉の増進を図るため、職員互助会を設置しています。互助会では、元気回復や健康増進を図るための事業を行っています。これらの事業は、会員（職員）の掛金で運営されており、令和3年度における会員の掛金率は給料月額 $\frac{4}{1000}$ です。

なお、市からの負担金は、平成29年度より廃止となっています。

※ 学校園等の教育職の職員は、学校厚生会の会員となっています。

(3) 健康診断等の実施

職員の健康管理のため、定期健康診断や、腰痛・胃部・VDT・特定業務従事者健診（深夜勤健診等）などの健診を実施しています。また、心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルス対策として、ストレスチェック、公認心理師等による相談、職員研修などを実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき設置される行政委員会で、3人の委員により構成されており、地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられており、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件について適当な措置が執られるべきことを要求したことを審査し、判定すること、任命権者によって懲戒その他自分の意に反する不利益な処分を受けた職員の審査請求に対する裁決又は決定すること等の業務を担っています。

なお、令和3年度における勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する審査請求の状況については、以下のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

令和3年3月31日 現在継続件数	令和3年度中 措置要求件数	令和3年度中 処理件数	令和4年3月31日 現在継続件数
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位：件)

区 分	令和3年3月31日 現在継続件数	令和3年度中 審査請求件数	令和3年度中 処理件数	令和4年3月31日 現在継続件数
分限処分	1 (懲戒処分と重複)	0	1 (懲戒処分と重複)	0
懲戒処分	2 (うち1件は分限 処分と重複)	0	2 (うち1件は分限 処分と重複)	0
その他	0	1	1	0
合 計	3	1	4	0